

# 鶴が丘中学校後援会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は、鶴が丘中学校後援会と称し、事務局を鶴が丘中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、鶴が丘中学校の文化的、体育的教育活動の援助活動を行なうことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 体育、文化活動の県大会、東北大会、全国大会等の補助、助成
2. その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、鶴が丘中学校に在籍する生徒の保護者(正会員)及び本会の趣旨に賛同する者(賛助会員)をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

会 長	1名
副 会 長	1名
事務局 長	1名
会 計	1名
理 事	若干名
監 事	2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長は、鶴が丘中学校PTA会長とする。
2. 副会長は、鶴が丘中学校PTA副会長のうち1名とする。
3. 会計は、鶴が丘中学校PTA会計のうち1名とする。
4. 事務局長は、鶴が丘中学校教頭とする。
5. 理事は、鶴が丘中学校教務主任、鶴が丘中学校PTA副会長のうち1名、会計のうち1名とする。
6. 監事は、鶴が丘中学校PTA監事(2名)とする。

第7条 役員を選出が、前条におけるいずれかの項により難しい場合は、総会で協議の上、決定する。

(役員の仕事)

第8条

1. 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 事務局長は、本会の事務を掌理する。
4. 理事は、本会の運営にあたり、会務を処理する。
5. 会計は、本会の会計事務を行う。
6. 監事は、会計の監査を行う。

(顧問・参加)

第9条

1. 本会に、顧問及び参加を置くことができる。
2. 顧問及び参加は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第11条

1. 総会は、会長、副会長、会計、事務局長、理事、監事をもって構成する。
2. 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長をもって構成する。

第12条

1. 総会は、毎年1回開く。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
2. 総会は、会則の改正、事業、予算、決算、その他必要事項を審議する。
3. ただし、急を要する場合は、役員会に諮り、会長が定め、総会で報告する。

第13条 会議の議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。

(会 計)

第14条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第16条 細則については、役員会に諮り、会長が定める。

(附 則)

1. この会則は、平成10年11月7日より執行する。
2. この会則は、平成17年6月 6日より一部改正する。
3. この会則は、平成18年7月21日より一部改正する。
4. この会則は、平成22年7月13日より一部改正する。
5. この会則は、平成25年3月18日より一部改正する。
6. この会則は、平成30年4月28日より一部改正する。